

平成22年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年6月10日（木曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成21年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第 8 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第51号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第52号 中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 第12 議案第53号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第54号 宗谷広域圏振興協議会の廃止について
- 第14 議案第55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16 議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第17 議案第58号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
- 第18 議案第59号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算
- 第19 議案第60号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第20 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第21 諮問第 2号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第22 同意第 1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第23 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙について
- 第24 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 第25 発議第 1号 ワクチン接種に関する意見書（案）
- 第26 閉会中の継続調査について

○出席議員（8名）

1番	西原央騎君	2番	本多夕紀江君
3番	東海林繁幸君	4番	村山義明君
5番	星川三喜男君	6番	柳澤雅宏君
7番	藤田首健君	8番	石神忠信君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	米屋彰一君
総務課長	遠藤義一君
総務課主幹	神成和弘君
まちづくり	
	小林生吉君
推進課長	
産業建設課参事	小林嘉仁君
保健福祉課長	竹内義博君
保健福祉課参事	石川篤君
教育次長	柴田弘君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君
南宗谷消防組合	
	吉田行博君
中頓別支署長	
南宗谷消防組合	
	丸山博光君
中頓別支署副長	
こども館館長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成22年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において2番、本多さん、3番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成22年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、4月19日及び6月1日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月10日から6月11日までの2日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告した者は5議員である。質問内容に重複はなかった。

4、町長から提出された報告3件、人権擁護委員の諮問、公平委員の選任同意、条例案3件、協議会の廃止1件、規約変更4件、補正予算案2件は、いずれも本会議で審議する。

5、選挙管理委員及び補充員の選挙は、年齢の若返り、男女比、行政経験など、長側の意向も把握の上、選挙権を有する者で人格が高潔で政治及び選挙に関し公平な識見を有する者から議長による指名推選で選出する。

6、閉会中の町外からの意見書提出を求める郵送陳情5件は、いずれも議長預かりとするが、その写しを全議員に配付した結果、ワクチン接種に関する意見書については東海林議員から発議の申し出があった。

7、本定例会で発議される意見書案は、委員会付託を省略し、本会議で審議する。

8、本日の議会の冒頭から一般質問終了時まで役場町民ホール及び町民センターロビーに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日6月10日から11日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月10日から11日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

私からの報告事項につきましては、議長一般報告、財政援助団体等の監査結果報告、例月出納検査報告など、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、6月3日、札幌市において北海道町村議会議長会定期総会が開かれ、宗谷町村議会議長会の提出議題として本町が提案した医師不足解消と緊急臨時的医師派遣システムの要件緩和等についてが承認されました。総会では、町村議会の活性化と議会の権限拡充、保健・医療・福祉施策の一体的な推進などを盛り込んだ決議のほか、北海道新幹線の建設促進に関する特別決議が満場一致で採択されましたので、ご報告いたします。

また、4月23日に告示されました北海道後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙、町村議会議員区分では欠員1名に対し道町村議会議長会推薦の日高管内浦河町議会、金山勇夫議員以外に届け出がなく、無投票で当選が決まりましたので、ご報告いたします。

常任委員会所管事務調査報告につきましては、委員長からいたさせます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） おはようございます。このたびは、所管事務のうち緊急を要する事項として自動車学校の運営について、それから自治基本条例等について調査をしましたので、ご報告いたします。

皆さんお手元に用紙が行っていると思いますので、意見のみご報告させていただきます。

では、まず自動車学校の運営についてご報告いたします。

中頓別町立自動車学校は、経営努力によって独立採算を維持してきましたが、平成21年度特別会計決算において一般会計からの繰り出しが決定的となった。

同校が抱える課題は、まず収入増につながる教習生の確保、2番目として教習車両等及び校舎の老朽化、3番目、情報の受発信に必要な通信設備の整備、4番目として人材（教習及び事務スタッフ）の育成などに集約されております。特にエンジン交換に至るまで逼迫した教習車両の更新、校舎においてはトイレの水洗化や高齢者に対応したバリアフリー化、それから生徒募集等に必要な通信回線の整備など、職員の経営努力のみでは解消しがたい喫緊の課題となっています。これらの山積した課題を取り除き、経営を黒字化するためには自動車学校だけでなく、行政全体で知恵を出し合うべきであります。

運転免許証は、過疎地に生きる住民の必要不可欠なライセンスの一つであり、特に当町のように高齢者講習を含め地元で教習を受けられる体制をできる限り堅持されたい。

以上でございます。

続きまして、自治基本条例等についてご報告いたします。

自治基本条例は、自治体の組織と運営ルールを定める「自治体の憲法」（最高規範）であり、自治基本条例は住民を幸せにする「手段」であり、また町をつくる「道具」であります。一方、総合計画は自治体の政策を実現するための最上位の計画でありまして、総合計画を絵にかいたもちに終わらせないためには、自治基本条例において法務（権限）と財務の根拠・連動性を与えなければならない。

現在、国会の場において地方自治法の改正論議が行われており、総合計画においては基本構想の策定が同法から外れれば、その根拠と定義づけは各自治体にゆだねられることになる。総合計画の法源が自治基本条例に求められることになれば、その目指すところも同じとなります。

これまでの第6期総合計画では、「一流の中頓別（いなか）づくり」がキャッチフレーズに掲げられてきました。総合計画（基本構想）の資料編（平成14年当時）には、このキャッチフレーズが引喩されたものであることを次のように説明している。

以下、枠組みでそれを説明しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

第6期総合計画の評価が終わっていない段階で、果たしてこのキャッチフレーズに沿って政策が実現できたかどうかは議論の分かれるところであります。自治体運営のルールを定める最高規範の前文に選挙ごとに変動のあり得る政策的文言がなじむかどうかは疑問であります。条例の趣旨は説明しないで理解でき、明瞭かつわかりやすくつくられなければならない。特に今回のように後々十人十色の解釈・価値観が生じやすい造語、引喩的な文言は極力避けるべきであります。また、素案の第3条第3項、「協働」の項目がありますが、この概念は不明確でありまして、まず定義を明らかにすべきである。

自治体は、本来住民の仕事を住民の税金によって代行されています。この代行機構としての職員機構を組織し、制御するために住民の代表機構たる首長・議会を住民が選出する。したがって、職員は首長・議会の補助機構である。住民が主権者であるわけでありまして、もし行政職員との協働を指すのであれば主客逆転を招くことになりかねない。もし用いるのであれば、市民公共を当然の前提と考えて、多治見市のように「連携協力」程度の表

現にとどめるべきであろう。

また、素案では行政評価（第20条）ですが、これについて定めておりますが、この具体的内容が見えないので、自治基本条例と同時に行政評価条例を施行させるべきである。ほかにも総合計画（第19条）や住民投票（第31条）などに関連する項目がありますので、これらも関連条例が必要になるのではないかというふうに判断します。自治基本条例を生きた条例とするためにも、これらの関連条例を早急に検討する必要がある。

以上です。

○議長（石神忠信君） これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成22年第2回中頓別町定例会を招集いたしましたところ、全員の議員さんの出席をいただきましたこと、まず初めにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、4月1日から6月9日までの間の行政報告につきまして、3点ほど報告をさせていただきます。

まず1点は、旧中頓別農業高校施設の譲与手続についてであります。旧中頓別農業高校施設は、平成21年度中に不要となる校舎等を解体した上でことし4月末を目安に譲与手続を終える予定でございました。しかし、2つの旧生徒寮の配管老朽化等に関する調査及び必要な場合の修繕と破損した温室施設の修繕を行っていただくことになったため、これらの事業が完了するまで延期となりました。譲与までの期間は無償貸与の契約を交わし、予定されている天北厚生園などの利用に支障がないようにしてまいります。

2つ目は、上川北部定住自立圏構想協議への参加についてであります。ことし5月の上川北部地区市町村振興協議会の総会で構成8市町村のほか南宗谷3町、幌加内町、西興部村を合わせた13市町村により、名寄、士別両市を中心市とする定住自立圏構想の検討を進めていくことが決定され、本町も枝幸町、浜頓別町とともにこの協議に参加していくこととなりました。既に事務段階の作業は始まり、ことし12月を目標に遅くとも年度内には名寄市と士別市による中心市宣言を目指すことになっております。本町としては、既に稚内市を中心市とする定住自立圏構想にも参加しておりますが、上川北部とは医療分野における連携が重要になることから、両方の定住自立圏構想の実現を目指していきたい、このように考えております。

3点目は、中頓別町農業体験交流施設、体験農園「オガル」の圃場整備についてであります。平成21年度から北海道が費用を負担しています「北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業」により圃場の再整備ができないか検討してまいりました。平成21年10月に事

前現地確認としまして、北海道より土壌改良方法についてアドバイザーを派遣していただき、圃場の現状及び土質等を調査いただいております。この結果、本圃場の状態の悪さは水はけの悪さに起因しており、その改善が最重要であるとのアドバイスをいただいております。平成22年6月3日に事業実施の最終的な決定をいただき、今年度と次年度の2年間で圃場の再整備を実施し、市民農園の有効利用を進めてまいります。なお、整備内容は水分の透水性を阻害している作土下部の粘土層を壊し、バーク資材を敷きならすことで透水性を確保するというものでございます。

なお、その他の一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 日程第6、報告第1号 平成21年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第1号 平成21年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第1号 平成21年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成21年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。

2ページをごらんいただきたいと思います。平成21年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費において、防災情報通信設備購入事業ほか10事業で、事業費の総額は1億5,879万5,000円で翌年度繰越額は同額の1億5,879万5,000円となったところであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、小林課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

内容についてご説明をさせていただきます。同社の定時株主総会は5月28日、ピンネシリ温泉で開催され、平成21年度、会社では第22期に当たりますけれども、事業報告、貸借対照表、損益計算書等が報告され、原案のとおり承認されております。また、同じく22年度、第23期の営業計画及び収支予算も原案どおり決定されたところであります。

それでは、21年度の決算内容を説明させていただきたいと思っております。21年度の決算に関してですが、5ページに貸借対照表、6ページに損益計算書、12ページから13ページにかけて事業実績に関する資料となっております。

1ページ、営業報告をごらんください。会食者数、入館者数では前年比減となっておりますが、宿泊者数、会食件数では前年を上回る町からの指定管理料を当初予定から100万円減額して、なお当期純利益として202万6,980円を計上し、前年度からの繰り越しを合わせて303万9,438円を利益剰余金として計上したことが報告されているものです。

前期との関係で10ページの比較損益計算書をごらんいただきたいと思います。純売上高では4,816万4,183円で、前期比64万1,926円の減となっておりますけれども、これは前期の指定管理料が1,000万に対し当期が800万ということになっておりますので、この分を考慮いたしますと、実質的には135万余が逆にふえたということであり、指定管理料につきましては、当初900万だったところが800万に抑えられ、100万円を翌年度分以降に留保するという形となっております。販売費及び一般管理費の合計でありますけれども、3,611万7,867円で前期比365万8,000円余の節減がされております。収入、経費とも前年度比大幅に改善されたというふうに見ることができるのではないかと思います。売り上げにつきましては、昨年度国の景気対策等に伴う公共事業の影響ということもあって、それらが今減っていく中で将来に若干不安を残すところがありますけれども、販売費、一般管理費のこういった大幅な抑制効果があらわれているということから、一定の経営体質の改善が図られているというふうに評価していると考えております。

5ページの貸借対照表に戻っていただきたいと思いますけれども、資産の部、それから負債の部とも1,957万7,862円となっております、これは前期と比較いたしますと490万余、両方ともふえているということになります。これに関しては、先ほど申し上げたよう

な収益の改善、利益剰余金及び法人税の支払いということが大きな要因になっております。あわせて、リース会計基準の取り扱いから、今期からリースに関する資産及びリース債務がそれぞれ計上されたというようなことも含めて、このふえた要因となっております。先ほど申し上げましたように、一応繰り越し剰余金が300万余、さらに指定管理料として留保している100万というようなことでありまして、大変厳しい環境下ではありますけれども、一定の経営基盤の強化が図られているというふうに評価できるものと考えております。

14ページ、15ページにつきましては、平成22年度、第23期の営業計画及び収支予算であります。営業計画では、町民の魅力ある憩いの場となるよう努力することに合わせて町外に向けた積極的な営業活動を展開することが盛り込まれており、また収支予算におかれましても厳しい状況を見据えた経費抑制型で収支のバランスをとったものとなっております。

簡単でありますけれども、報告とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（石神忠信君） 日程第8、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、遠藤課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

同公社の定時株主総会は5月25日、役場会議室で開催され、平成21年度の各事業の総括概要報告、貸借対照表、利益剰余金処分案が武田代表取締役から報告され、原案どおり承認されたほか、平成21年度の会計監査報告も承認されたところであります。また、平成22年度事業予算の設定につきましても原案どおり決定されました。

それでは、平成21年度決算内容を総合損益明細書で説明させていただきたいと思っております。5ページをごらんいただきたいと思います。まず、レク施設では、寿公園とスキー場の収入で指定管理料、パークゴルフ場利用料、テニスコート利用料、リフト収入、雑収入等であります。総額は2,248万8,113円となりました。これに対し、支出は役員報酬、給料、

手当、賃金などのほか修繕費や燃料費、資材費などで合わせて1,978万68円の決算で、事業利益が270万8,045円となったところであります。

廃棄物処理施設は、委託料収入のほか雑収入として廃家電処理料8万6,520円があり、合わせて3,096万8,070円の収入になりました。支出は職員給料、手当、賃金、修繕費、燃料費などの経費で合わせて収入同額の決算となり、収支ゼロとなったところであります。

鍾乳洞施設は、指定管理料、雑収入として電気使用料、電話料等を合わせて358万2,950円の収入で、これに対し支出は賃金、電気料、浄化槽、管理委託料など合わせ、収入同額の358万2,950円の決算となったところであります。

天北厚生園の委託である給食事業は、委託料収入のみで4,787万2,000円の収入となり、支出は職員給料、手当、賃金のほか食材料、それから消耗品などの経費であり、収入同額の決算となっております。

食堂は、同公社の自主事業で、スキー場ロッジでのラーメン等の売り上げと公園遊具の収入、ゴルフ練習場のコインの売り上げ等でありまして、総額223万8,840円の収入となり、支出は賃金や商品仕入れ等の経費合わせて206万674円で、事業利益が17万8,166円となったところであります。

清掃委託事業は、病院施設の管理、清掃等の業務で収入は委託料のみで、これに対し支出は職員の給料、手当、賃金のほか事務費等の経費で収入同額の決算となっているところであります。

運行管理事業は、天北厚生園の車両運行管理事業で収入は委託料のみでありまして、これに対し支出は職員の給料、手当、賃金等で収入同額の決算となっております。

この結果、全体では営業収入が1億1,475万4,973円に対し、事業費が1億1,186万8,762円で、営業利益は288万6,211円となったところであります。営業外収益、利息につきましては1万9,912円であり、税引き前の当期利益が290万6,123円となったところであります。これから法人税、法人道民税及び事業税72万6,980円を引いた差し引き当期利益は217万9,143円となったところであります。

当公社は、平成21年度より新たに3カ年、レク施設等の指定管理者として施設の管理代行を行ってきておりますが、レク施設利用者の減少により各施設の使用料収入が減額の決算となっており、その分を各事業運営総体による人員の配置調整や事業運営の見直しにより、単年度経営黒字を確保したところであります。今後も自主事業の積極的な展開、使用料収入の確実な確保やさらなる増収を図ることにより経営基盤の強化が求められていることを再認識し、今後も経営努力に努めていくというところであります。

以上、有限会社中頓別振興公社の経営状況の報告といたします。よろしくお願ひします。
○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 経営全般についてはわかったのですが、なかなかこういう部分から

ちょっと見えないところであって、また公社のお話はなかなか一議員としてもちょっと質疑として考えてしまうところもあったのですが、まず人の頑張りがあるのこのような経営があると思うので、ちょっと質疑という形で質問させていただきますが、ここ数年、数年というか、ここ最近の傾向として長年勤めた方が突如雇用としてやめてしまったりという事例が数件続いているということで、町民も雇用の不安や雇用に対する不満というのが少し聞かれたかなと思うのですが、そのようなことは総会、役員会等で話し合われたりされていますか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今年度の部分については、特別そういう話は出ておりませんが、昨年度の段階で一部ありました。特に心配されたのは、施設運営をする上での設備を、機械等の運行する上で不安がないのかというような指摘が役員会でも出ましたけれども、社長のほうからは十分安全面に配慮した中で現行の職員が従事することでその辺の対応は十分確保できるというふうにお話をされて了解をされているというところでもあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 質問でも何でもないのですけれども、会社の経営内容を把握するという立場からいうと、職員の配置だとか、そういったものは当然示されるべきものだと思うのだけれども、ありましたでしょうか、私見ていなかったのだけれども。観光開発株式会社の場合はそれなりの職員が出ておりましたので、会社としての全体の職員の配置、役職等も含めて、できれば資料として出すべきだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石神忠信君） 後ほどでよろしいですか。

○3番（東海林繁幸君） いいです。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

ここで一般質問の準備のため15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（石神忠信君） 休憩を解いて会議を開きます。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私は、3点ほどご質問させていただきますが、まず初めに地域医療を考える住民の活動について、これらに対する町長のご所見をいただけたらと思います。院長の退職問題に端を発して、住民は地域医療について重大な危機感と関心を持ち、病院の確保に意欲を表しています。これらの活動に関し、理事者としてどう感じているのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私から率直な考え方を申し上げたいと思います。

地域医療に関する問題は、行政や議会だけの問題ではなく、このたび地域住民みずからが医療のあり方に危機感と関心を持ち行動されたことは、大変意義深いことと敬意を表するものであります。中頓別町にとって必要な医療はどうあるべきなのか、みずから学び考えることで初めて理解できることがあると思いますし、医療の継続にはまず医師を初め医療スタッフの確保が欠かせませんが、その確保の難しさを町民全体で共有できる機会となったものと考え、意義があったものと考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ありがとうございます。私も自治会、連合会を通じてこの地域医療を考えるフォーラムにかかわった一人でございますが、4月17日に第1回のフォーラムを行いまして、講師の皆さんも立派な方をお招きできましたけれども、それ以上にこの問題に関する地域の皆さんの関心が非常に高かった。それは、医師がいなくなるよという危機感と同時に、こういったことを繰り返していくと病院の存続自体が危うくなるという思いが住民の約1割の人、200名が参加していただきまして、地域のいろんな関係団体の皆さんの賛助金で行われましたけれども、そのほか会場にお集まりの皆さんにこういったことを継続する上でも募金活動をいたしましたところ6万余のお金も集まった、こういったことも一つの熱意のあらわれだと思うのです。私一人の議員として考えても、地域医療を守るということは医療スタッフ、言うなれば医師等の技術者をきちんと整えておくこと。そのために、その人たちが働きやすい環境をつくる、その環境の一つには住民の意識があるだろうと思うわけでありまして。ですから、とにかく何か自分にとって都合の悪い問題が起きたときには、すぐ病院を含め非難をしたがるということも中にはあるわけでありまして。ただ、問題は、個々の問題はともかくとして、地域医療を守るためには地域住民みずからがこういった医療機関、医療スタッフを養護する立場、これが私は非常に大事だと思っておりますので、これからこの地域医療を考えるフォーラムを継続させていきたいと。そのためには、医療スタッフの皆さんにいろんなご助言をいただきながら、こういった地域になら住みたいのかとか、こういった住民がいる地域だったら来たいのか、そういったことも調査、研さんしながら、なるべく地域医療に携わる人たちとの交流も含めて住民がどういう立場であるべきかを考えていこうというのがこれからのフォーラムを続けていくための発展の過程であろうかと思いません。

4月17日に行われた第1回のフォーラムには、残念ながら町長は公務出張中でご参加い

ただけませんでした。教育長からかわりのごあいさつをいただきましたけれども、特に町との関係、かわりがこの事業においては明確にされないままであります。近く第2回のフォーラムも予定しようというふうな動きもありまして、今後町としてこの種の事業推進についてどういったかわり方ができるのか、していただけるのか。そういうことによると、お金を出せとかという話にはならないと思いますので、そういったことよりもこういった趣旨のフォーラムに対して町はどうかかわり方ができるのか、できましたらお聞きして終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、4月の17日に中頓別の地域医療を考えるフォーラム、私は200人の約1割の人たちが出席をしたという報告を受けておりまして、その結果、やはり来たくても来れなかった人も中にはいるだろうと思いますし、関心を持っていて来れなかった人も多々いるだろうと。そういうことで、6月の広報で全町民にこのフォーラムの中身をお知らせをしたいと、このように考えておりまして、地方の病院に山積する課題、中頓別町の地域医療を考えるということで広報に記載をすることにしております。

また、こういうようなフォーラムをやる場合については、私ども人的な支援をできるのであればしてまいりたいと、こういうことを考えているところでありますし、また今お話ししたとおり、そういうようなフォーラムの中身について町民にお知らせをしていくと、こういうようなことも今後もやっていければなど、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町長のそういった大変積極的な姿勢におけるご回答いただきましたこと、主催者側の一人として本当にありがたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で第1問を終わりました、2問目にいきます。こどもの安心、安全宣言についてであります。3月の第1回定例会においてこどもの安心、安全宣言を全道に先駆けて実施したことは高く評価できます。この宣言にふさわしい取り組みが期待されますが、町としての今後の具体的な施策を伺います。お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） こどもの安心、安全宣言について、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

3月に議決していただいたこどもの安心、安全宣言は、地域生活安全協会など町民団体からのご提言に基づいて行っています。町としては、幅広い施策を通して子供たちに安心してもらい、地域の方々に温かく守られながら安全に生活できる環境づくりを今後のまちづくりの基本の一つに据えていきたいと考えております。具体的な施策に関してでありますけれども、今後地域生活安全協会など町民団体と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ありがとうございます。実は、この宣言の町長に対する提案者2団体ありました。地域生活安全協会と子ども安全パトロール隊でありました。私は、子ども安全パトロール隊、地域生活安全協会、両方にも所属しておりますけれども、こういう宣言を全道に先駆けてしていただいたことに対して本当に敬意を表したいと思います。ただ、問題はこれからなのです。私の一つの考え方として、町は何をしなければならないとか学校はどうあれという、だれかに押しつけられた形ではなくて、次回具体的な事項を協議する場においては、ぜひ私たちは何をしますというような自主的な積極的な施策をそれぞれの関係団体から出せるような提案、提言を持ち寄るといものにぜひしていただければなと思います。そういう考え方でいきますと、町として何をなすべきかなというのは、これは言われてするものではなくて、町としての立場で何をすべきかということをお皆さんに提案し、実践するという姿勢、それぞれ非常にお仕着せがましい言い方で何をすべき、何をやってくれではなくて、それぞれの団体が何をすべきかということをお覚しながら持ち寄る、次回の具体的な会議でそういった提案を持ち寄りたいと、こういうふうには私は思うのですが、ぜひその折、町としての具体的な施策を披露できるような準備を整えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今地域生活安全協会のほうで次の会議の日程を調整をしながら関係団体の中でこの宣言に関する今後の行動についての議論をしていこうということになっておりますし、これには町も、あるいは教育委員会も含めて参加していくことになるというふうには考えているところであります。今の段階で申し上げられることにつきましては、いろんな団体が基本的に、今東海林議員おっしゃっていただいたように主体的に何をなすかというようなことを基本に、その工法的な支援、とりわけできる限りお金をかけないということはあるのかもしれませんが、必要な場合の財政的な支援などについては考えていかなければならないというふうには考えていたところです。また、あわせて今町としての具体的な施策というお話もありましたので、この点につきましては私どもだけではなくて、全庁的に施策がないかという、どういうふうに取り組んでいくかということをお議論しながら進めていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） できれば1つ、2つぐらいは考えているというのを聞いたかったのだけれども、皆さんと協議しながら方向づけたいということであれば、それはそれでいいと思いますので、以上で終わります。

3点目、まちづくりと高齢者のかかわりについて伺います。高齢者は、かつてまちづくりの当事者としてかかわり、今はその役割を終え静かに安定した生活をするを希望していると考えられるのが一般的ですが、果たしてそうでしょうか。健康で意欲的な高齢者はたくさんいます。公的な役割に年齢を限定することが多いのですが、例えば民生委員などでありますが、この町の高齢化率34%と言われておりますが、これからすると高齢者をそこから

疎外するというのは適切とは思われません。高齢者の能力をまちづくりに活用する考えはないでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まちづくりと高齢者のかかわりについて、小林まちづくり推進課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

高齢者の能力活用に関する基本的な方針を定めたものではありませんが、町が設置している委員会や附属機関等で年齢制限等をしているという実態はないというふうに考えております。むしろ多くの委員会や附属機関等でその他まちづくりの諸活動においても高齢者の方々のご協力をいただきながら進めていると認識しており、今後もその考え方を基本に高齢者の経験に学ばせていただき、その知恵と知識を受け継ぎながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町の委員会等々の設置で年齢制限がないのは知っております。ただ、とかく高齢者と言われる65歳を過ぎ、また70歳を過ぎると、健康状況を見ると、今非常に皆さん健康で活躍していることが、スポーツなんかでも活躍しております。また、文化的な事業でいいますと、文化的なサークルの所属している皆さんの70%は高齢者だと思います。そういう実態からする町の特殊事情といえますか、高齢化率を考えると、これからますます高齢化率は高まるわけですので、そういう意味で何かゲートボールやパークゴルフをやる高齢者を優雅でいいなと眺めるだけでなく、逆にあの人たちの中にいろんな能力を潜めている人たちがたくさんいるように私は感じるのです。ですから、そういったスポーツや遊びの部類だけで高齢者が喜ぶという、それも大事ですけども、それ以外のいろんなまちづくりに対する能力開発を積極的に求めなければだめな町になってきたのではないかな。というのは、少なくとも3分の1以上が高齢者ということですから、いろんな委員会構成にしても、議会にしてもそうなのですけども、ある意味では青、壮、老という、その階層ごとに高齢者も含めて出れる場面を設定してやるという形が行政には1つ欲しいなと思っております。これは、まちづくりに対する高齢者の対応をどう求めるかという問題が1つですが、別な場面でいいますと高齢者の働く場所が本当に確保されているのかということ、これはされていないと思わざるを得ないのです。1つには、例えば高齢者事業団、これを見ると高齢者で幾らでもできるような仕事がなかなか回ってこないというのが実情なのです。統計的にわかりだと思っておりますけれども、21年度の高齢者事業団の実績は16件、述べ53名です。その主なところは循環農業センターが主なところでありまして、あと除雪だとか草むしりも含めて、本当に微々たるものなのです。もう少し高齢者事業団のような形を、これは社会福祉協議会が事務局を持ってやっていますけれども、町も高齢者の遊ぶ施設、スポーツ施設については十分配慮しながら、もう一つ働く高齢者のために何か施策を考える、そういった考

え方をお持ちなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 今高齢者事業団の関係もお話出ましたけれども、現在のところ高齢者の中で働く場所等の団体、受け入れ先ですね、これにつきましては現在の高齢者事業団しかなく、これらについても先ほどお話ありましたように16件の延べ53名ということで、現在この高齢者事業団がいかに関後活性化して、多くの高齢者を受け入れていけるような方法は何かないかということで、今後事務局等と協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 行政が今まで気づかなかったわけではないと思うのです。やっぱりそれなりに考えていただいたと思うのですが、高齢者事業団を設立してからもう約5年くらいになりますか。ですから、その間仕事がないというか、まだ普及されていない、よく宣伝されていないという部分もありますし、普及されていないから仕事がない。仕事がないから希望する人も出てこない。何か悪循環めいておりますから、ここでひとつ町もかかわって、もう少しこの事業団の活動がよい方向に動けるように特段の努力をいただければと思います。

教育関係では、いろんな意味でボランティアであっても、高齢者をいろんな意味で何とか職人だとか、そういった面で活用しようとする姿勢がありますが、事やはり経費というか賃金を伴うものになっては、非常に町もはっきり言うと余り積極的ではない。しかし、ボランティアだけがこの町を動かすものではありませんし、そういったことで微々たるものであっても経済の活性化につながると、年寄りが喜んで働く場所があって、それによって経済の活性化が少しでもつながれば、これまたいいのではないかというふうに思いますので、今後どういった意味において高齢者事業団またはそういったぐいのものに町として姿勢を示せるのか。簡単ですが、先ほど言っていたいただきましたけれども、もう一度お願いします。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 現在高齢者事業団に登録されている方が9名ということがあります。この9名に対する、どういう資格だとか、どういう内容のものに対して適されているかどうか。また、人それぞれの適、不適がありますので、その辺をよく考えながら、どういう仕事につけるのか、その辺も今後事務局のほうと検討しながら、できるだけの援助をしていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） これで東海林さんの一般質問を終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号7番、藤田さん。

○7番（藤田首健君） 私は、1点に絞って質問したいというふうに思っております。

口蹄疫対策についてということでお伺いしたいと思うのですが、宮崎県内では3月下旬、同県家畜保健衛生所が口蹄疫に感染した水牛を診察しながら発生を見逃していたことが判明。この水牛農家から南東に600メートル離れた繁殖牛農家では4月9日、口の中がたれた牛が1頭見つかった。同衛生所はこのときも口蹄疫と見抜けず、20日に最初の感

染事例として発表した。口蹄疫の検査結果は、通常1日か2日で判明するため、もし3月末の段階で実施していれば4月初旬には拡散防止対策がとられたと見られるとの新聞報道がありました。口蹄疫発生後、宮崎県の家畜農家は存亡の脅威にさらされておりますが、一向に終息の気配を見せておりません。道内においても、道を初め各自治体や農協、獣医師会などを中心に既に防疫対策がとられていますが、家畜の伝染病の中では最も感染力の強い疾病でもあり、感染動物からの体液、分泌物、ふん便との接触だけでなく、病原体が付着したちりにより空気感染も起こり得ます。過去には、イギリスからドーバー海峡を越えてフランスでの空気感染の例も報告されております。付着した口蹄疫ウイルスは夏では4週間、冬では9週間、これは口蹄疫の生きるための栄養があるということをご想像していただけますけれども、生存すると言われております。今後夏の物流、観光時期を迎え、全国のいずこで発生するか全く予断を許さない、そういった状態であります。本町の酪農家も消毒体制を強化して、侵入阻止に精いっぱい努めておりますが、万が一が口蹄疫が発生した場合、町としてどのような対策をとる用意があるのか町長に伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 口蹄疫対策についてお答えをいたします。

本町としましては、口蹄疫の感染対策は国、北海道の指導を受け、防疫に最大限の準備を進めてまいりました。なお、当町の防疫体制は、現在中頓別町家畜自衛防疫組合を中心として進めており、宮崎県での発症を受け、4月26日の総会にて農家全戸に対し塩素系消毒薬の無料配付を決定し、また5月20日に消石灰3袋を全農家に無料配付することを決定し、配付を完了したところです。さらに、情報提供として各農家個々での予防方法や口蹄疫の感染情報を広報等で提供しているところであります。今後も現在より段階を引き上げ、平成13年度に設置した中頓別町家畜法定伝染病等対策本部の本部会議を招集し、その中で今後の防疫体制の強化を図るとともに、さらなる感染防止に対する意識を住民一体として高めるよう進めてまいりたいと考えており、現在は口蹄疫を町内で発生させない対策に万全を期したいと考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） とにかく口蹄疫を町内に発生させない、これは言うまでもありませんが、私が伺いたいのは、最初にも申し上げたとおり、万が一が口蹄疫が発生した場合にどのような対策をとるのかということで、これはいわば危機管理についての質問であります。酪農家は、今から11年前、宮崎県及び北海道で実に92年ぶりに口蹄疫が発生したこと、これは忘れてはおりません。2000年3月には宮崎県で、5月には北海道で口蹄疫が発生したこと、よもや町長はお忘れではないと思いますが、あのときは宮崎県で3戸、道内では本別町での1戸の農家の発生にとどまったというふうに記憶しております。早期発見と対策が功を奏し、本別町では一月余りで移動制限が解除されましたが、それでも2頭の患畜と同居牛703頭が類似患畜となり、殺処分されました。原因ウイルスの病原性や伝播力が弱かったことが不幸中の幸いでしたが、問題は感染源だと思えます。侵入経路として稲わらや麦わ

ら、輸入粗飼料、中国大陸からの黄砂等による空気伝播、輸入畜産物による伝播などが候補に挙がりましたが、可能性の最も高いのが輸入粗飼料と言われておりました。輸入粗飼料は、道内各地、町内でも使用されております。私が全国いずこで発生するかわからないと質問しましたのは、まさに過去の発生例を教訓とするところからであります。

そこで、お聞きしたいのは、もし発生した場合、防疫対策はもちろんであります。殺処分等の補償に関して町がどのような方策をとるかであります。本町の牛の総数は何頭なのか、また個体の時価相場換算は幾らになるのか、甚大な経済的損失に備えての調査研究を担当課は行っているのでしょうか。本町で口蹄疫が発生し、全町規模にもし及んだ場合は、酪農業は壊滅的な打撃を受けると思います。酪農関連産業を含む税収の落ち込みは長期間続くと思えますし、離農も加速されると危惧しております。酪農の復興策も含め、口蹄疫発生時の危機管理対策について再度町長の所見をお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再度私からお答えをいたしますけれども、今は私は口蹄疫の発生をしたときの対策よりも口蹄疫を中頓別町内または北海道で発生させない、その対策に万全を期すと、こういうようなことのお話をさっき申し上げました。特に北海道町村会もそれぞれ北海道や国のほうに口蹄疫対策についての要望をしておりますし、またそれぞれ農業関係機関も北海道や国のほうにこの口蹄疫の対策について国や道に要望しているところでございます。北海道も今挙げて口蹄疫の北海道侵入を防ぐ、その対策に万全を期している実態でございます。私どもは今藤田議員さんから話があったとおり、その発生をした後の対策よりも、まず発生をさせないということに最重点課題として取り組んでいる最中でありますから、そういうことをご承知おきをいただきたい、このように思います。また、私も今22日に北海道町村会の農政常任委員会として農水省のほうに出向いて、この口蹄疫の対策と、それからシカ対策を申し出てくることにしておりますし、また12日の土曜日に民主党の政策懇談会が稚内市であります。そのときも口蹄疫の対策とシカ対策について要望をすることにしております。そういうあらゆる機会を通じて北海道での口蹄疫の侵入を防ぐ対策に万全を期して、こういう状況を起こさない、それに邁進をすると、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 町長の申すことは十分わかるのです。もつともであります。ただ、もし中頓別だけが危機対策云々でやってもどうにもならぬというふうに思うかもしれませんが、これは各地域でのそれぞれの積み上げが最終的には上がっていくということもありますし、そういった意味では危機管理意識というか、そういった部分でただいま申し上げたようなことをやはり検討していただきたいというふうに私は思うのであります。きのうでしたか、鹿児島県に近い都城市ですね、あそこでも発生して、直ちに9頭だかの家畜を24時間以内に処分するというようなことも言っておりました。ということは、今言ったように確かに来なくてもいいということで、来ないように万全を期す。ところが、どうい

うふうにして来るかわからないというところに恐ろしさがあって、そんなに取り越し苦労する必要はないというふうに思うかもしれませんが、私はそこまでやっぱり考えておく必要があるのではないかというふうに思いますので、これは答弁要りませんが、ぜひそういう方向で町としても検討していただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再々質問について、藤田議員の趣旨、意味は十分承知をいたしております。そういう意味で、担当の小林参事のほうから何かそれについて答弁をさせます。

○議長（石神忠信君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 藤田議員のおっしゃるとおり、危機管理というものに対しては十分に検討していかなければならない課題だというふうに思っております。今現在国のほうでも特別措置法が成立しまして、殺処分に関しましては国のほうで責任を持っていくという形になっております。あと今後の対策としましては、平成13年度に設立しています中頓別町家畜法定伝染病等対策本部の会議を招集しまして、改めて農業関係団体あるいは町長を先頭にしましてどういう対策をとっていくかということを検討していきたい。あと、今町の防災計画がございまして、その中で人員等の配置等を今検討していきたいというふうに考えておまして、緊急措置の部分につきましては今後ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） これで藤田議員の一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、1点、町長に質問させていただきます。

個別外部監査指摘事項の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。本町は、財政健全化法に基づき早期健全化団体となるに当たって、昨年個別外部監査を受けました。監査結果の報告書では、さまざまな指摘事項を要約する形で、①、補助金のうち運営費の補助の見直し、②、下水道料金等の値上げ、③、国保病院の抜本的な見直し、④、外部委託の積極的導入、⑤、公債費負担を伴う事業の慎重な判断など、5項目の提言を行ってまいりました。町長は、本年度の執行方針の中、個別外部監査で指摘された事項に積極的に取り組み中頓別再生を図ると述べていますが、これまでの取り組み状況と今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の個別外部監査指摘事項の取り組み状況について、私のほうから答弁をさせていただきます。

個別外部監査において指摘をされた事項についてのこれまでの取り組みですが、1番目については平成22年度予算において各団体等と協議をして見直しを一部行っております。また、2番目については担当部署に見直しの指示をしており、3番目については現段階で抜本的な見直しをすることは考えておりません。4については今後検討事項としており、5については今後とも公債費負担適正化計画に沿って事業の実施を行うこととしております。

本町の早期健全化団体の要因は、財政基盤が脆弱であることから、財源の多くを起債に頼

ったことによるものであり、今後も町債の借入額を縮小させ、一年でも早く公債費比率を18%以下にするために公共事業の選択や公共事業整備基金の整備を図り、将来の財政基盤強化を図ってまいりたい、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今町長からご答弁ございましたけれども、今聞きまして、実質公債費比率の削減については財政健全化計画、公債費負担適正化計画どおり進んでいて、平成22年度の決算において早期健全化団体から脱するというところでよろしいでしょうか。

それと、個別の再質問に移りますが、①の補助団体への運営費補助の見直しは平成22年度予算段階で実施しているとのことですが、その削減額は21年度に比べてどのぐらいになっているのかお伺いしたいと思います。

それと、2番目の下水道料金の見直しを進めているとのことですが、これは来年度、要するに平成23年度から値上げをするということによろしいでしょうか。

それと、4番目の、これは外部委託の積極的な導入については今後の検討事項との答弁でしたが、個別外部監査報告では確かに町内企業のみならず、町外に対しても積極的に外部委託を行うべきであると書かれておりました。その中で、最小限の経費で最大限の効果をもたらすよう努力を重ねる必要があると提言されておりました。それと、この間援助団体の監査報告書を私も読ませていただきました。その中で町内の公共的団体と町外の民間企業では経営努力に大きな差が出ていると私も感じをさせてもらいました。町が出資する第三セクターや公共的団体など、民間企業の競い合いが指定管理者制度の導入の趣旨であると思っております。その中で温泉や山村交流施設などの利用料収入があるところは、施設の管理化を一本化にし、指定管理者を町外からも公募し、コスト削減を目指すべきでないでしょうか。これは、隣町の枝幸町などでも温泉経営ですか、そこら辺もいろんな業者等が参入されて、何か話に聞きますと今まで以上にいい効果を上げているという報告も私は聞いておりますので、その点も今後中頓別町も考えるべきではないかと思えます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、個別外部監査の関係について基本的なことをちょっとお話をさせていただきますけれども、私は提言事項も、これはもう大切であります。その前にまず言われているのは、見直し事項として指摘をされている部分がありますから、それをまず近年中は最大限努力をすると、こういうような関係を考えて今までいました。そういうことで、補助金の見直しの削減額については遠藤課長から答弁をいたさせます。

また、下水道料金の見直しでありますけれども、私は平成21年度に平準債の借り入れをやめました。それから、担当者も配置転換をして人件費の削減を図って、21年度8,900万円の一般会計からの繰り出しをいたしました。しかしながら、22年度の当初予算では一般会計からの繰り出しを今お話したような対策を講じて7,500万台に抑えました。

そういう比較をすると1,300万ぐらい、21年度と22年度との比較では繰出金を削減をしたと。こういうようなことを踏まえて、私は担当のほうに交付税の措置または起債の元利償還、それから管理経費の削減等を見計らって、何年度に値上げをすればいいのか、こういうことも含めて検討しなさいと言っていますので、23年度から値上げをするのか。また、公債費の償還が減っていったら、ここ数年値上げをしなくても毎年毎年一般会計からの繰り出しが減っていくのかどうか。私は、基本的には今現在よりも繰出金がふえるようなことにはしたくない。こういう考え方を持って使用料の値上げをいつするかという判断をしまいたい、こういうことでご理解をいただければなと思います。

また、外部監査については、それぞれ今指摘があったようなことを基本に考えておりまして、決して直営よりも高くなるようなことについて外部委託をするということにはならない、これはもう当然のことです。そういう面では言えば外部委託をしたことによって財政的に効果があって、なおかつ住民に不便をかけない、迷惑をかけない、それを基本に外部委託をしまいたい、このように考えております。いろんな面で指摘というか提言がありました。例えば温泉関係も、私も社長になる前にベルックスのほうと協議をして委託を受けてもらえないかという話をしたこともあります。しかし、そのときには中頓別町の温泉の規模、施設の規模等々を考えたときに経営診断をしたそうでもありますけれども、その結果なかなか難しいと、規模が小さ過ぎて難しいと、こういう話をされたこともあります。そういう中で、今後そういう部分での委託ができないかどうかというものについても検証していく必要性はあるのかなと思います。しかしながら、今中頓別町の状況は早期健全化団体でありますから、初めに質問があったとおり平成22年度には25%を切ると、そういうことで今全力でその方向に向かって進めております。私個人的には100%大丈夫だろうと、こう思っておりますけれども、最終的な数字、ことしの交付税の数字や何かも計算が7月には出ますから、それに基づいて皆さん方に早期健全化団体から脱却ができるという報告ができるのでなかろうかなと、こう思っていますから、もう少し時間をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 先ほどの補助金の見直しの額につきましては、今年度総額で154万2,000円ほど減額をさせていただいたところであります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問ではございませんけれども、今町長から答弁がなされましたけれども、早期健全化団体から脱却するのも計画どおりスケジュールで進んでいるのかとお聞きし、安堵しているわけですが、これからも財政再建のため、まだまだ改革すべきところがあるのでなかろうかなと思っておる次第でございます。

指定管理者制度についてですけれども、いろんなご意見もあります。賛否はありますが、導入している以上、なれ合いでなく、本気で取り組む姿勢が必要だと私は思います。町民に向け、やっぱり早い時期に早期健全化団体から脱却したという報告ができるよう望んで、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（石神忠信君） これにて星川議員の一般質問を終了しました。
ここで議場の時計で11時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。
一般質問を続けます。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 2点について質問をしたいと思っています。

1つ目、タクシーチケット枚数の見直しを。公共交通機関が未整備の当町で福祉ハイヤー助成事業が行われていることは本当にありがたいことです。しかしながら、今の枚数では通院でほとんどなくなってしまう。この枚数では足りないとの声もあります。一方で、全体としての利用率はそれほど高いわけではないようです。また、小頓別方面には週2回通院の送迎があり、大変喜ばれています。年をとってからも住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう、必要な人にはタクシーチケットの枚数をもう少し多く支給するわけにはいかないでしょうか。また、病院の送迎を将来的に他の地域、方面にも広げる考えはありませんか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員のタクシーチケット枚数の見直しについて、竹内保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 本多議員さんの質問に対し答弁させていただきます。

福祉ハイヤーの交通費助成事業は、身体障害者の肢体不自由者等で1、2級の方、それから70歳以上の高齢者を対象として医療機関等への交通手段を確保するためタクシーチケットを交付しておりますが、平成21年度では205名にタクシーチケットを発行しており、利用率は73.9%となっております。特定の方に対し枚数をふやす条件等が難しく公平性を欠くおそれがあることから、現在考えておりません。また、病院の送迎範囲等の拡大については、高齢化が進み自力での受診が難しくなる方がふえる傾向にあると思われますので、検討が必要になると考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 205人がチケットを受け取っていらっしゃって、利用率が73.9%ということは、約4分の1が使われなかったということになると思うのです。全部使い切らないというのは、お年寄りとして何かあったときのためにとって大事にとっておく、それから夏場はいいのだけれども、冬に使いたいからというふうに大事にとっておこう、そういう人がいらっしゃるのかもしれない。でも、ぐあいが悪くて定期的に通院する、2週間に1回、4週間に1回とか、本当にそういう定期的な通院で済めばいいのですけれども、

ちょっとぐあいが悪かったので、何日間か点滴に通ったらもうほとんど券がなくなってしまった、困ったなという人もいらっしゃるわけです。205人中、全部使い切った人、ほとんど使わなかった人はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。タクシーチケット枚数の追加発行、追加配付ですけれども、通院のためだけに使うのであれば一定の枚数を追加発行してもいいのではないかと思うのですけれども、具体的に条件等が難しい、公平性を欠くおそれがあるということですが、具体的にどういう問題があるのでしょうか。この実施要綱によりますと、日常生活を容易にする、それから中頓別町内で使うというようなことが定められているので、それから外れなければ、多少1割なり2割なりの枚数を必要な人に追加してあげても、それほど不都合ないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） まず、1点目の利用者につきましては、205名のうち約80%ほどが利用しております。ただ、この方につきましては、1枚でも使った場合の数を記入しておりますけれども、全部の枚数を使ったという方につきましてはほんの数%というところからしております。本当に5%いるかどうかということでもあります。また、発行はしていますけれども、未利用者、完全に一枚も使わなかったという方につきましては約20%、19%の方が使っておりません。また、公平性に欠くということでもありますけれども、基準としましてはまだどういう基準ということではございませんけれども、大きな内容としましては、例えば在宅者で旦那さんが車を持っていて奥さんが車のない方に対しては12枚の発行だとか、そういうことも発行しておりますので、こういう方たちが本当に車はあるけれども、奥さんのために送迎できるかどうかということもございます。また、低所得者と高所得者の公平性の関係も出てきます。また、対象者に対して同居している方もいらっしゃいます。また、扶養家族になっている方もいらっしゃいます。そういうことも考えると、今後そういう枚数をふやすとなると、こういう内容を理解して十分検討をしていかなければ公平性に欠くのかなということ考えております。そういうことから、通院のために、例えば先ほど言いましたように急遽病院に行くだとか、そういうために枚数がないということから、そのためにタクシーを使うというための発行ができないかどうかということに対しても、これらの関係、公平性の関係を十分検討しなければならないのかなということ考えております。そういうことで、この追加発行につきましては現在のところは考えていないということでご了承をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今のお話わかりましたが、未利用、零枚、一枚も使わなかった人が19%もいらっしゃるということはちょっと驚きというか、そんなにたくさんいらっしゃるのだと思うのですけれども、それでもやっぱりこの方々も申請してチケットをもらうということは、何かあったら困るからという、そういう本当に自分の生活、先のことを考えて、いろいろと考えていらっしゃるのだと思います。公平性を欠く条件等が難しいと、ここの理由ですけれども、旦那さんが車を持っている人が全部使ってしまった、それでも足りない

から下さいと言うのかな。果たして本当にそう言うのだろうか。同居家族が車を持っていて運転する人もいると、そういう人も券がなくなってしまったから下さいと言うのかどうか。これがちょっとその場になってみないとわからないのですが、あと所得の問題もあるとおっしゃいました。車が家にあって、だれか運転する人がいる場合は追加の発行はいたしませんだとか、そういういろいろ公平性を欠かないような仕組みをやっぱり考えていただきたいと思うのです。所得の問題ということも言われましたけれども、やっぱりお年寄りの世帯で車のない世帯がありますよね。それでいて年金収入を頼りに生活をしていると。年金が極端に少ない場合に、やはり病院に通ったときに病院代そのものは通常であればそんなに何千円もかからない、検査でもしなければ。その病院代よりも交通費、チケットがなければ、やはりちょっと何キロか離れたところだったら往復のタクシーの料金が何千円にもなると思うのです。例えば国民年金だけで生活しているとしたら、1回の通院で数千円もかかるということ、これは大変なことではないかと思うのです。ですから、やはり所得、収入ということも大変な、その辺で公平性を欠くということをおっしゃるのであれば、その辺も基準を設けて、それこそ低所得の方が病院にかかる交通費のために苦勞するようなことのないように仕組みを考えていただけないかと思うのです、その公平性の問題ではですね。ここはもう車がないと本当に生活するのに不便な地域です。宗谷バスの無料乗車券はもらえますけれども、第一宗谷バスの乗り場まで出ていくのに遠いです、みんな。ちょっと行ったら乗れるなんていうところにはなかなか住んでいらっしやいません。冬道の運転というのも、やはり高齢者にとっては、これは厳しいものがあると思うのです、夏場はまだしも。加えて、介護保険制度のもとでヘルパーが通院や買い物の送迎ができなくなったということも、これはやはり本当に送迎だけしてもらえればということをお願いしている人にとっては、これはもう本当に不便なことだと思うのです。住みなれた地域と住みなれた家で安心して暮らせるように高齢者の日常生活の足を、通院とは限らず、買い物もその範囲に入ると思うのですが、そういう高齢者の日常生活の足を今後どのように確保していかれるのか。病院の受診、買い物なんかで高齢者が悩まなくていいようにすべきではないかなと思うのですけれども……

○議長（石神忠信君） 本多議員に申し上げますけれども、質問の趣旨から大分離れていません。

○2番（本多夕紀江君） 追加の発行ができないとなったら、今後高齢者の足というのを、日常生活の足をどのように確保していかれるのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、まず最後に日常の足の確保というお話がございました。日常の足の確保ということで一時タクシーの運転というか、タクシーをする人がいなくなりました。そういう中で、町民の人から何とかタクシーの復活をしてほしいと、こういう要望がありまして、私どもそれに全力で確保するために頑張った時期がありました。言えばタクシーを町が買って、そして運転手を確保して、その人にぜひやってもらいたいというお願いをさんざんして何とかやっていただいた。または、今も年収32

0万円を少なくとも確保できない場合については、下回った分を町が補てんするだとか、そういう対策をとりながら日常の足を確保してきたわけです。そういうことをやっぱり理解をしていただいて、今現在タクシーが運行されている。こういうことで、私は日常の足の確保がされているものだと、こういうぐあいに考えております。

タクシーのチケットを何枚が妥当なのかという、この判断はなかなか難しいと私は思います。それぞれ利用の頻度割合が違うわけでありますから、それを一人一人が満足をするということはなかなか難しい。ただ、この24枚を交付をするということは、私は当時そこに参画していたわけでありませんが、基本的には月に2枚、年間24枚と、こういうような方向で決められたのではないかなと思います。今現在それがいいのかどうなのかということ、申しわけありませんけれども、判断がなかなか難しいと思います。ただ、これから高齢者の人たちが私は少しでも健康寿命として延ばしていただいて、健康で寝たきりにならないようにしてもらいたい。そういう意味からして、いろんな面で健康に気をつけてもらう施策、そういうものが必要でないかなと思うのです。ただ、今お話ししたとおりハイヤーのチケット枚数をふやせばいいだけでなく、いろんな面で町が高齢者のために温かい手を差し伸べていく、こういうようなことを少しでも前進させる、そういうことが可能になる時期が恐らく私は近いうちに来るのでなかろうかなと思います。それは、先ほど星川議員から言われたとおり、早期健全化団体を脱却をして、そして将来にわたって同じ過ちを起ささないような財政運営をすると、こういうようなことを基本にしながら高齢者対策についても総合的に考えていく必要があるのかなと思いますので、ことし1年間、担当課の中でこういうものの福祉施策について検討するように指示をさせますので、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、2問目、質問をしたいと思います。

防災対策は進んでいますか。5月25日発行の旬報に「警報・注意報が市町村ごとの発表になります。自主避難など地域の防災活動に役立てましょう」とのお知らせが載っていました。災害、これは主に水害を想定しているのですけれども、災害はまさかないだろうとは思いつつも過去にはあり、最近の異常気象と言われる状況を見ると、町も町民も災害に備えることが大切ではないでしょうか。そこで、防災対策について伺います。防災計画の見直し、頓別川の河川整備、避難所、避難場所の住民への周知、自主防災組織の立ち上げ、ハザードマップの作成などは、今どのような状況なのでしょう。また、住民の目には見えにくいところでも防災対策が行われているのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 防災対策が進んでいますかという問いにつきまして、遠藤総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

防災計画は、計画内容に変更を来しており、担当部署にて整理をかけているところですが、今回道より頓別川の基準水位の見直し、寿水位観測所の追加、気象庁より警報等の基準値変更が提示されていることから、そうした点についても見直してまいりたいというふうに思います。

頓別川の河川整備に関しましては、町において頓別川河川整備のあり方を検討する懇話会を立ち上げ、今後の河川改修のあり方について道とも協議を重ねて、寿橋の下流域については一定の方向性を確認し、次年度以降より工事が進められるものと思っております。避難所、避難場所の住民への周知については、広報等により早急に周知をしてまいります。自主防災組織につきましては、平成21年9月に第2自治会で、同年12月にはあかね自治会において設立されました。現在第1自治会においても設立に向け協議が行われているようでありませう。今後も他の自治会に対し設立に向けた取り組みを要請してまいりたいというふうに思います。

ハザードマップの作成につきましては、今年度交付金事業にて作成を行っていくこととしております。当町は災害の少ない町ではありますが、身近な災害として洪水が心配になると思います。水防対策につきましては、融雪時、降雨時など河川水位の状況をテレメーター及び巡視等で確認しながら、水防団待機水位に達した場合など北海道や消防など関係機関と連携しながら24時間体制で防災対策に取り組んでいるところであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 河川整備については、住民の間にもいろいろ意見があったところだと思います。防災の面から環境、自然保護の視点からたくさん意見があったところだと思いますけれども、寿橋下流域について一定の方向性が確認されたということは道のほうでも懇話会の意見を十分に尊重して取り入れてくれたというふうに考えていいのでしょうか。また、その次年度以降工事が進められるということですのでけれども、道のほうでの実施計画が固まる前の段階で懇話会も交えて話し合いが道のほうと行われるべきと考えますけれども、この点についてはどういうふうになるのでしょうか。

それから、自主防災組織ですけれども、あかね自治会でも立ち上げたということですがけれども、もし万が一川がはんらんするようなことがあれば、これは大変なことで、やっぱりそのとき一番大事になってくるのが災害弱者と言われるような方々、高齢者だとか、だれがだれを援助するのか具体的に決めておられるのでしょうか。また、そういう仕組みができていよ、そういう仕組みになりましたよということがその地域の人全部に伝わっているのでしょうか。特に自力避難が困難な人たちにそのあたりが、この人が助けに来ますよとかということがきちんと伝わっているかどうか、大事ではないかと思うのですけれども、どうなっているのでしょうか。

それと、24時間体制で防災対策をとっておられるということですがけれども、もしも避難勧告、避難指示のような事態になったときに、そのことが住民にどんな方法で知らされるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 1点目の頓別川の河川整備の関係、本日産業建設課長不在ですので、私のほうから知っている範囲で説明をさせていただきたいと思います。先ほどの答弁にありましたように、寿橋下流域の河川整備については一定の方向性についての合意があると。これは、治水の問題と、それから環境保全の問題、大変難しい両立を図るための中で経済的な費用対効果とかあって、なかなか厳しいところではありますけれども、ある程度住民側も、それから河川管理者も、住民側といっても治水の観点、それから環境保全の観点、それぞれの中で一定の合意がとれて、それに対して土現、河川管理者である北海道も尊重していただくということになっています。ただ、最終的な詰め段階といたしまして、そのことをどういう形で担保をとるのかというようなところで何らかの書面に残せないかというようなことも若干残っておりまして、今その辺のことを詰めているということになります。

それから、合意に至っている部分につきましては、基本的な考え方でありまして、当然河川改修が入るといふ段になると、それぞれの箇所等においても現場の確認などをしっかりした上で間違いのない整備、工事が取り進むようにしていくと。これについては、先ほど申し上げた懇話会の皆さんにもご参加いただいて、その辺を間違いのないようにやっていくという考え方でありまして。

あと、次年度以降ということでありまして、今日の公共工事の縮減という流れの中で頓別川の河川はまだ浜頓別町域にありまして、来年度もまだ残るのではないかとというようなことから、来年度一部工事が入る可能性があるという、そういう段階だということになります。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 2点目の自主防災組織の関係で自力で避難が困難な方々への対応の部分について、具体的にどういうふうな状況になっているかということでありまして、基本的に自主防災組織を組織したときには自主防災組織での防災計画を立ち上げる計画をつくることになっております。その中でも当然議員さんがおっしゃられた自力で避難が難しい方々への対応に関する項目も2つの町内においてはしっかりと記述されておりますし、総会等でもその辺の確認はされておりますし、年1回それぞれの自主防災組織の中での会議等が開かれておりますので、その辺のことについては確認をされているものというふうに認識はしております。

それから、3つ目の避難勧告等が出た場合、それをどういうふうに周知するのかということではありますが、避難勧告というふうになれば、あらゆる手だてを講じて対応せざるを得ないというふうに考えております。それは、もちろん広報車等、じかにその地域の方々に呼びかけをすることはもちろんでありますけれども、そういった取り組みは行っていくことになるというふうに思っております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 避難勧告、避難指示のような状況のときには、あらゆる手だてということをおっしゃったので、それ以上はないのかなど。防災無線とかというのここにはないし、それしかないのではないかなというふうに思います。ただ、1点気になることは、自主防災組織の中でだれがだれを援助するのかというあたり、2つの町内ともそういう項目が入っているので、確認されているものと認識しているということでしたけれども、このあたりもやっぱりきちっと確認といたしますか、指導といたしますか、より実効性のある組織にするために役場も指導、援助をする必要があるのではないかと思うのです。自主防災組織というのは、どこの地域でもつくるのが初めての経験だと思うのです。住民の生命、財産を守るのは自治体の仕事だという、そういうことからすると、やはりこの点きちんとやってくださいというふうに最後まで確認するのも大事ではないかと思えます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 2つの町内自治会に対してその辺の取り組みの状況を確認した上で、もしそういう対応がなされていないという状況が確認できるのであれば、私のほうからそういった取り組みをしていただけるようお願いをしてみたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時58分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

議場の時計で午後1時まで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を行います。

受け付け番号5番、議席番号1番、西原さん。

○1番（西原央騎君） 私は、旧中頓別農業高校の跡地についてお伺いしたいと思います。

旧中頓別農業高校については、北海道から町へ譲渡される予定とのことでしたが、どのような状況でしたか。この時点では、朝のような報告もなかったので、まずお伺いしたいと思います。また、施設群については、授産所的な活用とともに、希望する住民についても利用

できるとのことでしたが、公平に利用するためのルールなど定めましたか。同校の跡地については、敷地が広く、また建物も複数あります。維持管理あるいは運営などについて、どのように今後行う予定ですか。また、適切な管理とともに活用を進めるためにも民間への委託を検討する必要があるませんか。

以上、お伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 西原議員の旧中頓別農業高校の跡地について、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

旧中頓別農業高校の施設は、校舎解体後速やかに譲与される予定でしたが、一部修繕の必要な箇所があり、それに伴う調査及び工事が完了する11月末まで延期される見通しです。それまでの間は、貸与契約を交わして活用することになっています。これらの施設は、基本的に南宗谷福祉会天北厚生園が活用することになっていますが、現時点では同施設がどのように活用するかという詳細な計画はまだできておりません。ただ、敷地、建物の維持管理についても基本的に利用する天北厚生園に行っていただく考えということであります。なお、天北厚生園がこれらの施設を使用しないというものが生じた場合、その時点で他の活用を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再質問させていただきます。

まず、けさ行政報告の中でありました中でも温室施設の修繕を行っていただくと、そのような部分の破損や修繕が見られるということだったのですが、まずこの温室施設についてなのですが、この冬の雪による被害で天井のガラスが崩れ落ちてしまったのではないかと考えているのですが、この点確認をしたいと思います。また、これについては道の管理下にあったとはいえ、中頓別がこの4月末から引き継ぐ場所であったのにもかかわらず、そういった雪対策に対して維持管理に対するちょっと感覚が失われていたのではないかとと思うのですが、いかがだったのでしょうか。それと、この4月末に譲渡していただくというような予定だったのにもかかわらず、まだ施設の運用というか活用も決まっていないという状態について、町としてこういう方針でいいのであろうかと思うのです。今天北厚生園は移転という大事業を抱えている中で、同時に広大な施設のまた新たな活用を考えるというのはなかなか難しいのではないかと思います。それと、町は以前、例えば体育館跡については農業グループであったり、また施設については林業系の、個人なのか団体なのかちょっとわかりませんが、相手に貸せるよというような話し合いも以前行われていたと思うのですが、このように町と約束を交わした後にまた天北厚生園が維持管理を引き受ける、そのようなことになるとなかなか引き継ぎも難しいのではないかとと思うのです。そういう点について、まず町としての最低限の維持管理、または委託契約を交わすのかどうなのかわかりませんが、まず運営しても

らうところの確認、そして運営後それぞれの契約といったような内容になっていくと思うのですが、そういった基本的なルールづくりを整えていかなければいけない時期なのではないかと思うのですが、3つ目としてこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、雪のために温室施設がちょっとガラスが破損したという関係でありますけれども、基本的には譲与前については道の教育庁が管理をするというのが基本であります。20年度におきましてもそういったことから町側のほうでも降雪の状況などをお知らせして破損しそうな状況でぎりぎり2回ほど除雪をしてもらったのですけれども、最終的に最後降った雪で十数枚ぐらいガラスが破損したというようなことがありました。そういったことから、21年度、この冬でありますけれども、についてはきちんとした取り交わしたものがあつたわけではないのですけれども、道の施設課のほうからも一定の協力を求められたということから、今後使用予定である天北厚生園のほうにお願いをして雪投げを対応してもらえればというような話になっています。その辺、ちょっと行き違いがありまして、結果的には道教育庁も町も天北厚生園もこれらに関しての対応がとれなかったということで、大変甚大な被害というか破損を生じたということであります。最終的には、第一義的に管理責任がある道の教育庁のほうで修繕を行うというようなことになっております。そういった面で、調整すべき町の機能が発揮できなかったという点については反省すべきだったというふうに思いますけれども、施設課と教育庁と、それから厚生園の協力で何とかするという認識を持っていたというところでありました。その点については反省しなければならぬ点というのは町にもあるというふうには考えております。

それから、譲与がおくれた理由は、先ほど言いましたように修繕の箇所があつて、特に生徒寮の配管に関して、もしこれが使えないということになると、今後の移転計画、改修事業においても大変大きな影響を及ぼすということから、昨年秋にこれらの点検、整備について町長、議長が道のほうに出向いて要望してきたという経緯があります。これらの修繕が年度内に、21年度内にできなくて、それは費用がかなり多額になるという3月段階でのお話があつてやむを得なかったということで、22年度予算でこれらをやるということでもあります。譲与してからでは道としてもそういった事業をするわけにいかないということでもありますので、所有権のほうは道のままでそれらの修繕を優先していただいて、その後譲与されるというふうになったということでもあります。あわせて、先ほどの温室の問題もあつて、すべてに関して11月ということになったと。ただ、厚生園がそこに関して使用していくという関係につきましても、無償の貸与契約を交わして支障のないようにしていくということにつきましても行政報告でも町長が述べたとおりであります。

それで、今段階で今後の活用が固まっていないということでもありますけれども、天北厚生園におかれましても障害者自立支援法下で新体系に移行していくという中で、制度そのものが去年国会で通るはずだった改正案が通らなかつたりとか、いろんな事情があつて、利用者の方々が自立するグループホームとかケアホームに行つて以降行う作業とかというような

こともまだきちんと固め切れていないというようなことで、それらの計画、考え方をしっかり踏まえた上でなければ、町としても全体、もしそこが使わないということがあればどうするかということについては手をつけられない問題なのではないかというふうに思います。ただ、最終的には新体系移行が24年の4月というふうに想定したとすると、施設の移転もそういうふうに想定をしていくと、それまでの間の管理ということが出てくるというふうに思っています。ただ、これらの施設に関しては、あくまで天北厚生園のほうで活用ということを基本に考えておりますので、できる限り将来利用予定になっている南宗谷福祉会天北厚生園さんのほうでやっていただくというような方向で考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再々質問という形で、まず譲与の時期は今後の修繕箇所についてまずは理解をしましたが、そこで重要になっていくのは、今小林課長からもありましたが、それまでの期間、これから譲渡を受けますよね。そして、それからまた活用が始まる、それまでの期間の維持管理、これが重要になってくるのではないかと思います。今国道275沿いに大きな施設群が建っているのですが、利用がないということは少し場も荒れてくると思うのです。また、温室もガラスが割れたりしているということで、なかなか大きな施設、広い施設で維持管理がなかなか全部今の状態では行えないと思うのです、適切な維持管理が。そういったものが国道沿いにあるというのは、これから国道の交通量も多くなる時期ですので、治安といった面でもかなり不安になってしまうのではないかと思います。地域の住んでいる方ですね、あの周辺もいらっしゃいますし、グループホームなどもある中で不特定多数の人がちょっとあいているようなスペースに自由に出入りできるような形に今なっています。そういった状態がはっきりしない利用のまま行われてしまうと、治安という意味でも心配になってくるのではないかと思います。ですから、それまでの期間ということ、活用が始まる期間までの維持管理について少なくとも既にベースを整えていかないといけないのではないかと思います。それについては、町も職員が削減されている中で新しいこと、こういった広い敷地を維持管理するだけのなかなか人手もないかと思うのです。この中で、やはり早目に維持管理をどのようにするのかという手を打つべきだと私は考えるのですが、その辺について方針を示してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 再質問にお答えしたいと思います。

現状を見て、確かに管理されないということに対して課題が生じることは想定されなければならないというふうに思います。ただ、これは施設の移転の段階から、あくまで天北厚生園さんのほうで活用ということが基本でありましたので、そちらが管理というふうにご願いをしてきた経緯があります。ただ、この冬がそうだったように、厚生園のほうもなかなか、今新体系の準備というようなことで職員がなかなか手が回らない、多忙だというような実態

も聞いております。この辺につきましては、所管としては産業建設課になるわけですが、改めて先ほど言いましたような考え方を基本に置きつつ、天北厚生園と十分な協議を行った上で適切な管理をしていくというふうにしていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） これで西原さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

一般質問が終わりましたので、これで議場からのテレビ中継は終了をいたします。

◎議案第51号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、議案第51号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第51号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 議案第51号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

3ページをお開きいただきたいと思います。提案理由であります、当該条例に引用されている財団法人自治体国際化協会を財団法人自治体国際化交流協会と誤って記載していたため、今回訂正するものであります。

1の2ですが、改正案を朗読して説明にかえさせていただきます。

語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例（平成9年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「交流」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第51号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第11、議案第52号 中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第52号 中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 柴田教育次長。

○教育次長(柴田 弘君) 議案第52号 中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

7ページをお開きいただきたいと思います。制定の要旨であります。中頓別町教育委員会が管理している野外レクリエーション及び野外スポーツ施設の条例の規定が類似しており、各施設の設置時における補助、起債等の制約もなくなったため、次の施設の条例を一本化するものであります。

寿パークゴルフ場、テニスコート、ゴルフ練習場、ふれあいスポーツ広場、この4つを野外レクリエーション施設の条例と規則に改めるものでありまして、この間寿スキー場の条例も検討したのですが、寿スキー場については条例、規則の内容が統一できない分が多かったため統合しないことといたしました。

5ページですが、本文を読み上げて提案といたします。

中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例。

(目的)

第1条、町民の心身の健全な発達を図るため、中頓別町野外レクリエーション施設(以下「施設」という。)の設置及び管理等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条、施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

テニスコート、中頓別町字寿。

ゴルフ練習場、中頓別町字寿。

寿パークゴルフ場、中頓別町字寿53番6外。

中頓別ふれあいスポーツ広場、中頓別町字中頓別12番1外。

(職員)

第3条、施設に施設長のほか、必要な職員を置く。

(使用期間等)

第4条、施設の使用期間及び時間は、5月1日から10月31日までの7時から19時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条、施設を使用しようとする者は、規則で定める様式により申請書を使用する日の7日前までに提出し、町長の許可を受けなければならない。

2、ゴルフ練習場を使用しようとする者は、前項の許可を得たものとみなす。

(使用の制限)

第6条、町長は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に使用の制限、その他必要な条件をつけることができる。

2、町長は、次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は取り消すことができる。

(1)、公益上、やむを得ない事由が生じたとき。

(2)、使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(3)、使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(使用料の額及び徴収)

第7条、施設の使用料は、別表のとおりとし、許可の際納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条、公用及び公益事業による施設の使用で、町長が相当の理由があると認める場合、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条、既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1)、使用者の責によらない理由により使用ができなくなったとき。

(2)、第6条第2項第1号の規定により使用の許可を取り消したとき。

(3)、町長が特別の理由があると認めたとき。

(管理の代行)

第10条、町長は、施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、その管理運営を地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2、前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)、施設の維持管理。

(2)、第1条の目的を達成するための事業の計画及び実施。

(3)、使用の許可等。

(4)、上記業務に付随する業務。

6 ページですが、3、第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条及び第6条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第11条、第7条の規定にかかわらず、第10条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

2、利用料金の額は、別表3に定める使用料の額を上限として指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

3、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は返還をすることができる。

4、利用料金は、指定管理者の収入とする。

(賠償の責任)

第12条、指定管理者又は使用者が、故意又は過失により施設の設備及び備品を損壊し、又は滅失したときは、速やかにその旨を町長に届出し、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(権限の委任等)

第13条、この条例に定める町長の権限は、教育委員会に委任する。

第14条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則、1、この条例は、公布の日から施行する。

2、中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例は、廃止する。

3、中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例は、廃止する。

4、中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例は、廃止する。

5、中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例は、廃止する。

別表（第7条関係）

使用料金は、表の記載のとおりであります。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 第5条の使用の許可のところですけども、ゴルフ練習場を使用しようとする者は、前項の許可を得たものとみなすということは、ゴルフ練習場は使用申請

書を出さなくてもいいということなのだと思います。そうなりますと、テニスコート、パークゴルフ場はこの申請書をやはり出さなくてはいけないのでしょうか。テニスコートにしてもパークゴルフ場にしても使うときは券を買ったりしてお金を払いますので、申請書を出さなくてもいいのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） テニスコートとパークゴルフ場については、規則のほうで入場券の交付を受けた時点で許可をしたものとみなすということで、規則で改めて入場券の交付とともに許可を得たということで示していきますので、そういうことでとらえていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 多分これもうまくやっているのだろうと思うのだけれども、4条の7時から19時までというところ、現実的にはパークゴルフ場にしてもゴルフ練習場にしても7時以前にやって、もう7時には終わって帰っているような状況、この辺の理解どうしますか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 条例では7時から19時までということで定めておりますけれども、指定管理者のほうに管理を指定しております、その中で使用時間については使用する人の便宜を計らって、現実的にはこれを延ばした形で許可をしております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 今の説明で条例の質疑に対して、規則に定めると、規則ではこうなっていますというので、議会の議決条件にはないにしても、少なくとも参考資料程度にその規則をやっぱり出していただかないと、今みたいな話でまだまだいっぱいあります。さっきの第5条で7日前までに申請しなければならない。入場券を買った時点で許可が出ましたよ。7日前というのは、そうしたら何のためにあって、入場券を買ったら何でこの7日というのが消えるのだ。消えるのかい、消えないのかいという話になる。そうしたら、このままでいったら7日前に使用券を買わなければ許可が出たことにならないでしょう。だから、少なくともやっぱり規則というのを参考資料として提出していただければ、たとえ今みたいな説明があっても、ああ、なるほどという文書を見ることができる。今の説明だけでは、たったその部分だけの説明で、本当に細かいところまでいったらどうなっているのという話がやっぱり次から次へと出てくるので、これからは議決条件ではなくてもやっぱり規則というものをつくるのならそれを示していただくように心がけていただけませんか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） わかりました。規則はもう一応案としてはできておりますので、お配りしてもよろしいのですが、一応そのように今後していきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 文言の確認だけなのですが、利用料と使用料というのが併記された

りもしているのですが、この辺の利用料と使用料の違いというのは把握された上で間違いなくこのように書かれているということによかったでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 町が定めた部分については使用料として、指定管理者が受けてやる場合については利用料ということにして区分しております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第52号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第53号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第53号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課石川参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（石川 篤君） 議案第53号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

11ページをごらんください。改正の要旨であります。中頓別町国民健康保険税条例の改正の要旨は次のとおりであります。

被用者保険（政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険）の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった者に係る国民健康保険税については、資格取得日から2年間、後期高齢者医療制度と類似の保険税軽減措置を実施しておりますが、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間（後期高齢者医療制度の廃止までの間）継続されることから、国民健康保険税においても当分の間継続することとする改正であります。

それでは、本文を朗読して説明にかえさせていただきたいと思います。

9ページをごらんください。中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

15、当分の間、平成22年度以降の第25条第1項第2号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は平成22年4月1日から適用する。

なお、参考までなのですが、この条例に該当する方は中頓別町においてはおりません。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第53号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第13、議案第54号 宗谷広域圏振興協議会の廃止の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第54号 宗谷広域圏振興協議会の廃止について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 議案第54号 宗谷広域圏振興協議会の廃止について、提案の説明をさせていただきます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、平成22年6月30日をもって宗谷広域圏振興協議会及び宗谷広域圏振興協議会規約を廃止する協議につ

いて、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございますけれども、宗谷広域圏振興協議会は、昭和46年に宗谷管内の市町村により、宗谷広域圏に係る総合的な計画策定及びこれに基づく施策の推進並びに地域の振興に関する連絡調整を行うために設立され、地域の振興整備を進めてきましたが、総務省が広域行政圏計画策定要綱を平成21年3月31日付をもって廃止したこと。また、協議会設立から約40年が経過し、社会経済情勢の変化や地方制度改革の進展の中で、従来の広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと判断したことから、本協議会の廃止を協議することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 宗谷広域圏振興協議会の廃止の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号～議案第58号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件、日程第15、議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の件、日程第16、議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件、日程第17、議案第58号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第58号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について、一括遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を変更することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更す

ることの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

議案第58号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合格約を変更することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

以上、4議案における改正の趣旨につきましては、4議案とも北海道における市町村再編に伴い北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例施行に伴うもので、各規約の支庁名等の変更及び選挙区に関する規定の区域文言を改正するものであります。

議案の本文の朗読については省略させていただきます。

議案第55号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、議案第58号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更について、それぞれ4議案とも附則につきましては同一でありますので、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものであります。

以上、説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第55号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件から議案第58号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更の件を一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。議案第55号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件から議案第58号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更の件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件から議案第58号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の文言整理について

○議長（石神忠信君） ちょっとここでお諮りいたします。

先ほど議決されました議案第52号 中頓別町野外レクリエーション施設の設置及び管理等に関する条例の制定について、ちょっと文言の不備がございました。その字句あるいはその他整理を要するものについて、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎議案第59号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第18、議案第59号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第59号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第59号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページ、平成22年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,017万円とする。

5 ページ、事項別明細書、歳出よりご説明をいたします。10款教育費、3項1目学校管理費では、既定額に73万5,000円を追加するもので、内容は11節で中頓別中学校校舎の老朽化に伴い、集合煙筒及び煙筒周辺の屋根の修繕費を新規に計上するものであります。

5項3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に80万円を追加するもので、内容は15節で中頓別ふれあいスポーツ広場排水溝を新たに整備するための工事費を計上するものであります。

歳出合計、既定額に153万5,000円を追加し、29億8,017万円とするものであります。

4 ページ、歳入についてご説明を申し上げます。19款繰越金、1項1目とも繰越金で前年度繰越金を既定額に153万5,000円を追加するものであります。

歳入合計、既定額に153万5,000円を追加し、29億8,017万円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいたところであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 柴田教育次長。

○教育次長(柴田 弘君) 今総務課長より説明いたしましたが、若干補足させていただき

たいと思います。

まず、教育費の中学校費の学校管理費ですが、中学校の校舎集合煙筒と煙筒周辺の屋根の修繕でありますけれども、集合煙筒が5カ所建っております、そのうち剥離しているのがかなりひどく3カ所ほどありました。その3カ所と、それから集合煙筒と屋根との接続部分がかかり傷んでおりまして、そこの部分の1カ所を合わせまして、あと大きくする部分については4カ所です。そして、集合煙筒についてはトタンで囲むような形で改修していきたいと思っております。

それから、寿野外レクリエーション施設のふれあいスポーツ広場につきましては、昨年100周年記念で植樹祭をやりました場所のところでありますけれども、ふれあいスポーツ広場のフェンスと植樹祭をやった駐車場と植樹したところの側溝であります。側溝は73メートルありまして、ほとんど側溝が機能していない状況でありまして、ことし地域貢献事業で町内の企業が桜の苗を寄贈されたときに、その続きからそこに植えた時点でその側溝関係についてはかなりひどいということがわかりまして、今回この側溝の整備をしていきたいということで上げさせていただきました。

簡単ですけれども、補足といたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第59号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第60号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第60号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木国保病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第60号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院

事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出について、それぞれ既決予定額に31万5,000円を追加して5億1,508万5,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出、支出について、既決予定額に318万3,000円を追加して5,485万4,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額2,548万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

内容についてご説明をいたします。まず、収益的収入及び支出からご説明をいたします。5ページをごらんください。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費で31万5,000円を追加するもので、内容は医師確保のため民間の医師紹介業者の医師求人サイトへの広告掲載料であります。

続いて、収入についてご説明いたします。4ページです。1款病院事業収益、1項医業収益、2目外来収益で31万5,000円を追加するものです。

続いて、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。6ページをごらんいただきたいと思います。支出、1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費の施設費で318万3,000円を計上するものです。これは、重油地下タンクへの送油管あるいは注油管、地下タンクからのボイラーへの送油管等があるわけですが、これら地下に埋設されている管の入れかえを行うものです。設置後27年を経過して、腐食により油漏れをこの春に発見をして調査をした結果、全体的な腐食が進んでいるということが想定されるということで、雨水等の混入が地下タンクに入れば大変なことになるため、早急に改善をするということといたしました。現在その箇所につきましては、緊急避難的に応急テープを巻いて対応しているところでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第60号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎諮問第1号

○議長（石神忠信君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

住所、枝幸郡中頓別町字中頓別164番地。氏名、石井英正。生年月日、昭和24年3月6日生まれの現在61歳であります。

石井英正さんは、平成14年3月から人権擁護委員として活躍されており、広く社会の実情に通じていることから、再度候補者として推薦をしたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと存じます。

なお、任期は3年間であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は、適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

◎諮問第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字松音知24番地2。氏名、角川拓雄。生年月日、昭和24年8月14日生まれの現在60歳でございます。

現在の委員である十倉孝夫さんが農業協同組合の組合長になられたことから、業務が大変忙しいということで任期満了をもって推薦をしないでいただきたいとの申し出がありました。このことによって、このたび角川拓雄さんを入権擁護委員候補者として推薦をしたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

なお、角川拓雄さんは、現在農業委員会委員、社会教育委員として就任しており、人格の見識が高く、広く社会の実情に通じていると考えております。

以上、簡単でありますけれども、提案理由とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は、適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別160番地5。氏名、高山哲也。生年月日、昭和39年3月28日生まれの46歳であります。

高山哲也さんは、6月18日で1期目の4年間の任期が満了いたしますが、今までの経験を生かしていただき、本町の人事行政の運営に対し適切な勧告をして、今後も町の人事行政の運営に対し適切な勧告をしていただけるものと考え、提案を申し上げますので、満場一致での同意をいただけますようお願いを申し上げ、簡単でありますけれども、提案理由とさ

せていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件につきましては再任案件であり、討論を省略したいと思います。

これより同意第1号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎選挙第1号

○議長（石神忠信君） 日程第23、選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第8項の規定により、中頓別町選挙管理委員の任期が平成22年6月28日をもって満了となる旨の通知があったため、同条第1項の規定に基づき行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

お手元に配付した名簿のとおり、選挙管理委員には佐藤美昭さん、細谷順子さん、安積明さん、藤田朋美さん、以上の方を指名いたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員の当選人と決することにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員には佐藤美昭さん、細谷順子さん、安積明さん、藤田朋美さんが当選しました。

◎選挙第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第24、選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第8項の規定により、中頓別町選挙管理委員補充員の任期が平成22年6月28日をもって満了となる旨の通知があったため、同条第2項の規定に基づき4名を選ぶものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

お手元に配付した名簿のとおり、選挙管理委員補充員には第1順位、奥村文男さん、第2順位、菅原美和さん、第3順位、周防雅行さん、第4順位、四條佳理さん、以上の方を指名いたします。

ただいま指名しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員補充員には第1順位、奥村文男さん、第2順位、菅原美和さん、第

3 順位、周防雅行さん、第 4 順位、四條佳理さんが当選しました。

◎発議第 1 号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第 25、発議第 1 号 ワクチン接種に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3 番（東海林繁幸君） 発議第 1 号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、同じく西原央騎。

ワクチン接種に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

ワクチン接種に関する意見書（案）

わが国では毎年、1,000 人以上の 5 歳未満児が細菌性髄膜炎に罹っている。その原因の 6 割がインフルエンザ菌 b 型（ヒブ）によるものであり、2 割が肺炎球菌である。

細菌性髄膜炎の初期症状は発熱・嘔吐・頭痛などであるが、小児科医でも一般的な風邪と見分けにくく早期診断は困難であり、非常に予後の悪い疾患である。迅速な治療が施されても、ヒブの場合で 3～5%、肺炎球菌の場合では 10～15%の患児が死亡し、生存した場合でも 10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。

細菌性髄膜炎はワクチン接種で予防することが可能である。WHOは1998年にヒブワクチンの無料接種化を勧告し、現在133カ国で定期予防接種が行われている。その結果、発症率は100分の1にまで激減している。わが国は、2008年12月に任意接種がようやく始まったが、4回のワクチン接種費用は約3万円以上にのぼるなど、長引く不況のなか、若い世代の保護者にとっては負担が重く、接種の大きな障壁となっている。

また、子宮頸がんは、年間で約15,000人が発症し、3,500人が死亡している。しかし、他のがんと違い、その原因がヒトパピローマウイルス（HPV）の感染であることが解明され、予防が可能な病気であり、若年層へのワクチン接種が有効とされている。わが国は2009年12月よりワクチンの任意接種が可能となったが、これも3回のワクチン接種費用は約5万円と多額を要する。

現在、一部の市町村では独自でワクチン接種費用の助成を行っているが、道民がいつでも安心してワクチンが受けられるよう、下記の事項を強く要望する。

記

一、細菌性髄膜炎を予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、ヒブワクチン及び7価肺炎球菌結合型ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。

一、子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、2価

HPV様粒子ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。

一、細菌性髄膜炎及び子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一類疾病と位置づけるよう国に要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月10日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、北海道知事。

以上の意見書案でございますが、私が発議いたしましたのも約40年前、私の次男が種痘接種で死亡いたしました。私自身は、予防接種に対する危機感も持っておりますが、しかし予防接種の役割は多少の死を伴うという現実を踏まえた私が多数の命を救ってくれる予防接種に対しての発議者となることが望ましいと思ひまして、発議者となったわけです。よろしくお願ひします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 意見書に関しては質問はございません。

1つ、町側にお聞きしたいなというふうに思います。それで、ちょうどけさのテレビで子宮頸がんに関するワクチンの報道がありまして、ずっと見ていたのですけれども、終わらないうちに時間になったので、途中まで見てきました。それで、特に子宮頸がんに関してはテレビでは4万5,000円から6万ぐらいかかると。それで、10歳から受けることはできる。女性の方にインタビューがあったのですけれども、ぜひ受けたいのだけれども、負担のことを考えると二の足を踏む。そういうインタビューがありまして、ずっと見ていたのですけれども、地方自治体の中で独自にこのワクチンを無料で、全額各地方自治体で負担しているところがある。それから、あとは検診も全額負担しているところもある。特に検診の受診率というのは、先進国で日本がかなり低いところにあるという報道もされております。それで、特に子宮頸がんということになると、女性がやっぱり子供を産めなくなる危険性が極めて高くなるということなので、10歳から受けられるとするならば、この意見書では5万程度ということですが、その病院で違うのかなと思うのですけれども、4万5,000から6万ということになると、なかなか受ける人は私はいないのではないかと。

それから、ヒブワクチンに関しても3万という金額になりますと、やっぱり保護者の方々も重要性はわかりつつも、そのときの負担を考えるとどうしても二の足を踏む可能性がある。特に当町のように小さい子供が少ない町で町長もそういう子供たちを大事に全町で育てていくのだということであれば、こういうようなところの両方ともワクチンをやっぱり町としても考えていく必要があるのではないかと。

それで、ヒブワクチンと子宮頸がんワクチンで当町で現状としてどういう状況にあるのか。どれぐらいワクチンを接種されているのか。そういう状況も踏まえながら、意見書のように道や何かに要請することは当然必要ですけれども、当町として対応し得るものがないのか、あるいはできないのか。現実の実施状況を踏まえて町側として対応されるべきだというふう

に私は思うのですけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） ヒブワクチンについては、21年度に保健福祉課のほうに調査を指示いたしました。どのぐらいかかるのかと。そして、私のほうに出てきた中身については、保健所に何か問い合わせをしたみたいです。それによって、今認められているワクチンでないの、例えばそのワクチンを接種したことによっての責任問題が出てくるよと。そういうような保健所の返答等も私のほうに来ました。ここら辺の近くでは、ヒブワクチン全額、幌加内町でやっているのです。助成をしています。そういうことで、私は昨年度、子供たちの医療費を無料にするのか、ヒブワクチン等の助成をしていくのがいいのかということをお悩みましたけれども、そういうような情報を得て、昨年は15歳までの医療費無料化のほうを先に助成をすると、こういうことを決めさせていただいて、ことしの3月の議会に提案をさせていただきました。少なくともヒブワクチン等については、できるだけ早く、一年でも早く助成をしていきたい、こういう気持ちは私は持っています。

子宮頸がんについては、今回初めてこの意見書を見ました。そういう中で、本当に5万円かかるのか何ぼかかるのかわかりませんが、どのぐらいの人たちが現在受けているのか、または受けていないのか、その辺の調査もする必要があるのかなど。また、該当者の人たちがもしか子宮頸がんに対する助成をしたら、受けられるのかどうなのかと、そういうことも一つの参考として調査する必要性もあるのかなど、こう思います。

そういう意味では、日本の宝である小さな子供たちが行く末安全で安心して健康で一生を送れるような環境づくりをやはり私は町として率先してやっていくという、そういう心構えが必要でないかなど、私はそう思います。そういう意味では、今お話ししたようなことを調査検討しながら、できるだけ早く対応できるのであればやってあげたいなど、こう思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 ワクチン接種に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（石神忠信君） 日程第26、閉会中の継続調査の件を議題とします。

いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の会議を閉じます。

平成22年第2回中頓別町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時33分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員